

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

日南市監査委員

日監第 72 号
令和8年2月20日

日南市長 高橋 透 様
日南市議会議長 北川 浩一郎 様

日南市監査委員 蛭原 浩身

日南市監査委員 富士 洋一

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和7年度財政援助団体等の監査を次のとおり実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の範囲	1
第 5	監査の方法及び着眼点	1
第 6	監査の結果及び意見	2
1	日南市身体障害者福祉協会	3
2	日本農業遺産日南かつお一本釣り漁業保全推進協議会	4

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	補助金等の名称	所管部局
日南市身体障害者福祉協会	日南市身体障害者福祉協会補助金	健康福祉部 福祉課
日本農業遺産日南かつお一本釣り漁業保全推進協議会	日本農業遺産日南かつお一本釣り漁業保全事業費補助金	産業経済部 水産林政課

第3 監査の期間

令和7年12月19日から令和8年2月18日まで

第4 監査の範囲

令和6年度の出納その他の事務の執行を監査の対象とした。ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

第5 監査の方法及び着眼点

所管部局及び財政援助団体等の出納その他の事務の執行が、条例及び規則等により適正に処理されているかについて、以下の着眼点に基づき監査を実施した。

実施の内容は、提出された関係書類等の審査を行うとともに、必要に応じて関係職員からの説明を聴取する方法により行った。

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

- ① 補助金等の決定は関係法令等に適合しているか。
- ② 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ④ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- ⑥ 補助金等交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- ⑦ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しを必要はないか。

(2) 団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 会計処理上の責任体制・公金等管理体制は確立されているか。
- ⑦ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第6 監査の結果及び意見

今回の監査は、日南市監査基準、令和7年度監査等の実施方針及び監査等計画、財政援助団体等監査の基本方針に基づき実施した。

前述の監査の着眼点に留意し監査を行った結果、補助金交付の目的に沿って計画どおり実施され、会計経理も適正に事務処理されているものと認められた。

今後も引き続き、事務処理に万全を期して臨みたい。

以下、監査結果に関する意見を順次記述する。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので記述を省略する。

1 日南市身体障害者福祉協会

(1) 設立目的

会員相互の親睦を図ると共に、障がい者の生活・教養の向上に寄与する等福祉社会の増進に努めることを目的に設立。

(2) 事業内容

- ① 会員相互の福祉の増進に必要な調査研究に関する事項
- ② 関係官公庁省及び諸団体との緊密なる協議に関する事項
- ③ 会員のレクリエーション及びスポーツ大会、研修会に関する事項
- ④ 会員の職業振興及び未就職者への職業斡旋に関する事項
- ⑤ その他、目的達成に必要と認める事項

(3) 組織（令和6年4月現在）

① 役員等

会長 1名、副会長 2名、事務局長 1名、
部会会長 3名（肢体部長 1名 視覚部長 1名 聴覚部長 1名）
専門部長 3名（青年部長 1名 婦人部長 1名 体育部長 1名）
監事 3名

② 協議会会員数

会員 109名

(4) 財政援助額

令和6年度日南市身体障害者福祉協会補助金 1,122,000円

(5) 所管部局 健康福祉部 福祉課

(6) 監査結果による意見等

本協会における各種事業は、補助金交付の目的に沿って計画どおり実施されており、会計経理についても適正に事務処理されているものと認められた。

本協会は、障がい者の生活・教養の向上とともに障がい者が自立と社会参加がしやすい社会の実現に向け、スポーツ大会の開催、肢体部、聴覚部、視覚部での研修活動、補聴器相談会、広報誌の点字版やCD録音盤の配布など、多岐にわたる活動に取り組んでいる。

障がい者の社会参加と共生社会の実現には、生活環境の一層の整備が求められる中、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、今後も、市、関係機関、団体等と緊密に連携しながら、各種事業が推進されることを期待するものである。

2 日本農業遺産日南かつお一本釣り漁業保全推進協議会

(1) 設立目的

日本農業遺産に認定された、日南かつお一本釣り漁業を核とした産業・文化システム（以下「日南かつお一本釣り漁業システム」という。）の保全計画推進及び地域の活性化を図ることを目的に設立。

(2) 事業内容

- ① 日南かつお一本釣り漁業システムの保全計画の推進に関する事
- ② 日南かつお一本釣り漁業の保全に関する事
- ③ 日南かつお一本釣り漁業システムに関する文化・自然の保全に関する事
- ④ 日南かつお一本釣り漁業システムに関連する地域活性化に関する事
- ⑤ その他日南かつお一本釣り漁業システムに関連する事

(3) 組織（令和6年4月現在）

- ① 役員等
会長1名、副会長3名、監事2名
- ② 協議会会員数
17名

(4) 財政援助額

令和6年度日本農業遺産日南かつお一本釣り漁業保全事業費補助金
2,300,000円

(5) 所管部局 産業経済部 水産林政課

(6) 監査結果による意見等

本協議会における各種事業は、補助金交付の目的に沿って計画どおり実施されており、会計経理も適正に事務処理されているものと認められた。

本協議会は、日本農業遺産である「日南かつお一本釣り漁業システム」の保全、文化継承、普及啓発に積極的に取り組んでおり、特に、小中学生への学習活動については、将来の担い手育成につながるものとして高く評価される。

漁業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあるが、「日南かつお一本釣り漁業システム」を次世代へ継承していくために、今後も市、関係機関、団体等との連携を一層強化し、持続可能な漁業の実現に向け、各種事業が推進されることを期待するものである。